

広島県告示第六百七十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年四月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
瀬野南一丁目二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市安芸区		瀬野南一丁目						五六〇番一	標柱一号		
								五一九番二	標柱二号		
								五三九番一	標柱三号		
								五三二番六	標柱四号及び五号		
								五三二番二	標柱六号		
								五六二番	標柱七号		